

協議会規程第2号

大阪府豊能地区教職員人事協議会事務局の組織及び運営に関する 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約第31条第1項の規定に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議の決定に基づく、協議会の担当事務の処理に関すること
- (2) 協議会の会議、幹事会及び部会に関すること
- (3) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 事務局に採用グループ、研修グループ及び人事・給与グループを置く。

2 採用グループの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 府費負担教職員の採用のための選考に関する事務
- (2) 前号に掲げるものに係る連絡調整に関する事務

3 研修グループの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に基づく府費負担教職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修に関する事務
- (2) 前号に掲げるものに係る連絡調整に関する事務

4 人事・給与グループの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 府費負担教職員の管理職等の任用に係る選考に関する事務
- (2) 府費負担教職員の人事交流に関する事務
- (3) 府費負担教職員の給与の算定に関する事務
- (4) 前3号に掲げるものに係る連絡調整に関する事務
- (5) 協議会の担任する事務のうち、他のグループに属しない事務
- (6) 協議会の庶務に関する事務

(職員及び職務)

第4条 事務局に、事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局長の命を受けて、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。また、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 グループに、グループ長を置く。

4 グループ長は、上司の命を受けて、グループの分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げるものを専決することができる。

(1) 協議会の会議の決定に基づく、担当事務の処理に関すること

(2) 予算の執行に関すること

(3) 契約の締結及び履行に関すること

(4) 事務局の運営に関すること

(5) 職員のサービスの監督に関すること（関係市町の教育委員会の権限に属するものを除く）

2 前項第3号の規定にかかわらず、予定価格が500万円を超える契約の締結については、協議会の会議に諮らなければならない。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いについては、会長の属する市又は町の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の例による。

(契約)

第7条 協議会の予算の執行に伴う契約の締結については、会長の属する市又は町の条例等の例による。

(職員の服务等)

第8条 職員のサービス、勤務条件等については、当該職員が属する市又は町の定めるところによる。

(職員の給与等)

第9条 職員の給料及び諸手当については、当該職員が属する市又は町の負担とする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。